

議事概要

1 会 議 名	令和 6 年度第 1 回太宰府市景観・市民遺産審議会
2 開 催 日 時	令和 6 年 7 月 1 6 日（火） 1 0 : 0 0 ~ 1 1 : 0 0
3 開 催 場 所	太宰府市役所 4 階大会議室
4 出 席 者 名	浅野委員（会長）、小野委員、松大路委員、道下委員、杉原委員、松岡委員、大森委員、須田委員、松山委員、吉田委員、阪本委員、瀬戸口委員、池田委員
5 議 題	【報告事項】 (1)令和 5 年度景観計画の届出状況について (2)令和 5 年度屋外広告物等に関する制度の申請状況について (3)景観重要建造物の現状変更許可について 【説明事項】 (1)だざいふ景観賞について
6 内 容	
	【報告事項(1)】 令和 5 年度景観計画の届出状況について 事務局 ※事務局より内容説明 会長 景観無届出数が 11 件ということで、建築業者に事前の届出が必要ということはかなり浸透してきていると考えられるが、さらに周知していくことについて、どのように考えているか。 事務局 無届出が意図的なのかどうかを確認することは難しく、過去に罰則等を課した事例はないので、かなり悪質である場合を除いて、今後も罰則等を課すことは難しいと考えている。根強く地道に啓発を続けていくしかないと考えている。 委員 人と遺跡の共存史地区は、一般住宅が多いのかもしくは店舗等もあるのか。 事務局 人と遺跡の共存史地区は、一般住宅が多くを占めている。 会長 罰則等がなくても、義務にはなるので、届出が 64 件に対して無届出が 11 件は、割合でみると高い。罰則等をしなければならないということではないが、あやまち等に対する罰則を検討する必要があるかもしれない。

委員	県外等の建築業者もいるため、啓発にも限界があるのではないかと。どこまで啓発を行っているのか。
事務局	景観啓発は関係する協会や福岡県建築指導課、その他の指定確認検査機関等に協力を得ながら行っている。確認検査機関からきちんと説明してもらえようになれば概ねカバーできるのではないかと考えている。
【報告事項(2)】令和5年度屋外広告物等に関する制度の申請状況について	
事務局	※事務局より内容説明
委員	違反広告の件数はどのくらいか。
事務局	令和3年に職員で市内全域の調査を実施し、明確なもので概ね300件程度の違反広告があり、現在は8割程度が改善されたが、2割程度が現在でも未改善状態であり、電話や文書等で改善するよう指導している状況。
委員	違反広告に対して罰則等はあるのか。
事務局	罰金などの罰則はあるが、こちらもかなり悪質である場合や倒壊の恐れが著しく高い場合等を除いて、罰則等を課すことは難しいと考えている。こちらも地道に指導して改善していくしかないと考えている。
【報告事項(3)】景観重要建造物の現状変更許可について	
事務局	※事務局より内容説明
委員	建築基準法の制限の緩和とはなにか。
事務局	太宰府天満宮参道の庇の位置が歩道に出ているが、参拝客へのおもてなしという太宰府天満宮参道らしい景観として景観重要建造物に指定したものに限り、既存の庇の位置までという限定で認めるというもの。ただし、景観重要建造物に指定した当時に庇があったものの限定であり、数軒は指定されていない。
委員	庇がない建物が、建て替えなどを行った際に、緩和措置を受けることは可能か。

事務局	既存のものとなっているので、現行の制度では緩和措置を受けることはできない。
委員	庇の長さの規定はあるのか。連続する庇をそろえることで太宰府天満宮参道の景観を将来的によくするという制度であったと思うが、庇を伸ばすことができないのであれば、どんどん短くなっていくことはあり得るということか。
事務局	長さの規定はなく、既存の長さまでとなっているので、構造上若干短くなることはあっても長くすることはできない。改修の際には、構造上の問題がなければ既存の長さ程度で庇を取付けるようお願いしている。
会長	徐々に短くなることについては、どこかで大きな問題となったかもしれないが、景観重要建造物による建築基準法の緩和措置は、景観重要建造物に指定した状態が基本となり、法的にそれ以上の緩和というのは難しい。また、今回のケースでは、前面部分のみを景観重要建造物に指定しており、建物全体を指定しているわけではない。それは、建物全体を指定すると、建物全体の色彩等についても統一すべきという意見があるのであり、そういったこともあり、必要最低限の指定となっている。
	【説明事項】 だざいふ景観賞について
事務局	※事務局より内容説明
委員	17 番の作品の太宰府天満宮の鳥居は、この鳥居だけが対象と考えてよいのか。
事務局	応募いただいたものがこの鳥居なので、そのように考えていただいて差し支えない。
委員	事務局の説明で応募作品のうち一過性のものを除外したということであるが、12 番の作品は、あくまでこの若宮神社の杜と毘沙門堂が審査対象と考えてよいのか。また、14 番の作品のサザンカなどは考慮せずに審査するということでよいのか。
会長	写真はあくまで審査の参考資料と考えてよい。景観賞は写真賞ではなく、景観そのものを対象としているものである。厳密になにが一過性のものかどうかを議論しているわけではないが、この時期のこの景観には価値があるというのであれば審査の際に評価してよい。
事務局	12 番の作品に関しては、審査用に通常の写真も添付している。日本には四季があるので、それらも景観の一部となる場合もあれば、ならない場合もあるので、作品ごとに審査していく必要がある。今回の審査において、作品一覧のうち、この作品は一過性のものではないかという意見があれば、コメント欄に記入していただきたい。
委員	20 番の作品は、継続性があるものなのか。また、地域の方はこのギャラリーがあるこ

	とは周知されているものなのか。
事務局	10 年程度前から掲示しており、担当者に確認したところ、今後も現時点ではやり替える予定はないと聞いている。また、地域の方であれば、これがあることは知っていると思われる。
委員	審査表の提出は、電子データでもよいか。
事務局	よい。後日記入用の電子データを送付する。
事務局	(閉会挨拶)